

寄附金収益明細書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳						
					さくら聖母の園	ケアハウスさくらの郷	デイホーム金谷	マリア愛児園	聖母保育園	みこころ荘	ひがししろ保育園
法人の役職員	経常	2	22,000,000		3,000,000			19,000,000			
利用者本人		2	149,534		100,000	10,000	39,534				
利用者の家族		6	317,050		110,000			13,550	100,000		93,500
取引業者			0								
その他		7	781,000		121,000					660,000	
区分小計		17	23,247,584	0	3,331,000	10,000	39,534	19,013,550	100,000	660,000	93,500
法人の役職員	施設		0								
その他			0								
				0							
				0							
区分小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	償還		0								
			0								
			0								
			0								
区分小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		17	23,247,584	0	3,331,000	10,000	39,534	19,013,550	100,000	660,000	93,500

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳								
						さくら聖母の園	ケアハウスさくらの郷	デイホーム金谷	マリア愛児園	聖母保育園	みこころ荘	ひがししろ保育園	五智聖母の家	
上越市(社福軽減、市独自軽減助成金)	介護事業	308,994	0	308,994	0	308,994								
新潟県(結核予防費補助金)		89,173	0	89,173	0	89,173								
新潟県(感染防止対策支援事業補助金)		100,000	0	100,000		90,000			10,000					
前科労働局(トライアル雇用助成金、特定高齢者雇用奨励助成金)		750,000	0	750,000		750,000								
区分小計		1,248,167	0	1,248,167	0	1,238,167	0	10,000	0	0	0	0	0	
新潟県(経費老人ホーム事務費補助金)	老人事業	16,144,000	0	16,144,000	0	16,144,000								
新潟県(結核予防費補助金)		18,773	0	18,773	0	18,773								
				0										
区分小計		16,162,773	0	16,162,773	0	16,162,773	0	0	0	0	0	0	0	
上越市(母子生活支援施設運営費補助金)	児童事業	1,127,040	0	1,127,040	0						1,127,040			
新潟県(社会的養護施設等従事者処遇改善補助金)		130,000		130,000							130,000			
				0										
区分小計		1,257,040	0	1,257,040	0	0	0	0	0	0	1,257,040	0	0	
上越市(保育所運営事業委託料)	保育事業	1,432,371	0	1,432,371	0				464,304	485,292		482,775		
上越市(保育園士雇用補助金)		6,183,990	0	6,183,990	0				2,061,330	2,061,330		2,061,330		
上越市(未満児保育事業委託料)		27,047,000	0	27,047,000	0				9,030,000	8,256,000		9,761,000		
上越市(障がい児保育事業委託料)		6,409,111	0	6,409,111	0				1,141,000	2,986,111		2,282,000		
上越市(地域活動事業委託料)		1,269,455	0	1,269,455	0				349,800	489,506		430,150		
上越市(保育士等処遇改善臨時特例事業補助金)		1,431,340	0	1,431,340	0				454,480	470,800		506,060		
区分小計		43,773,267	0	43,773,267	0	0	0	0	13,500,914	14,749,038	0	15,523,315	0	
	利息			0										
				0										
				0										
区分小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟県(介護ロボット等導入支援補助金)	施設	1,958,000	0	1,958,000	1,958,000	1,958,000								
新潟県(児童養護施設等自立支援強化事業補助金)		1,000,000	0	1,000,000	1,000,000						1,000,000			
上越市(環境改善事業費補助金)		1,623,000	0	1,623,000	1,623,000				818,000	170,000		635,000		
上越市(自動水栓化工事費補助金)		1,850,200	0	1,850,200	1,850,200				506,000	517,000		827,200		
区分小計		6,431,200	0	6,431,200	6,431,200	1,958,000	0	0	1,324,000	687,000	1,000,000	1,462,200	0	
	償還			0										
				0										
				0										
区分小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		68,872,447	0	68,872,447	6,431,200	3,196,167	16,162,773	10,000	14,824,914	15,436,038	2,257,040	16,985,515	0	

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備貸借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用指針別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
社会福祉事業(法人本部)	公益事業(五智聖母の家)	運用収入	7,766,915	運営資金

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
さくら聖母の園	法人本部	介護保険収入	9,266,915	運営資金
マリア愛児園	法人本部	前期末支払資金残高	1,000,000	運営資金
聖母保育園	法人本部	前期末支払資金残高	1,000,000	運営資金
ひがししろ保育園	法人本部	前期末支払資金残高	1,000,000	運営資金

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書

令和4年3月31日現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園

1) 事業区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期	社会福祉事業(さくら聖母の園)	公益事業(五智聖母の家)	10,505,256	運営資金の未清算分
	公益事業(五智聖母の家)	社会福祉事業(法人本部)	7,766,915	運営資金の未清算分
	小計		18,272,171	
長期	社会福祉事業(法人本部)	公益事業(五智聖母の家)	194,574,696	公益事業開始時の元入金
	小計		194,574,696	
	合計		212,846,867	

2) 拠点区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期	さくら聖母の園	ケアハウスさくらの郷	8,626,368	運営資金の未清算分
	さくら聖母の園	デイホーム金谷	10,438,187	運営資金の未清算分
	デイホーム金谷	さくら聖母の園	1,349,696	利用者利用料等の未清算分
	法人本部	さくら聖母の園	7,766,915	運営資金の未清算分
	マリア愛児園	みこころ荘	67,587	運営資金の未清算分
	小計		47,456,752	
長期				
	小計		0	
	合計		47,456,752	

基本金明細書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳		
		さくら聖母の園	ケアハウスさくらの郷	マリア愛児園
前年度末残高	446,231,816	165,349,977	2,073,432	133,654,000
第一号基本金	446,231,816	165,349,977	2,073,432	133,654,000
第二号基本金	0			
第三号基本金	0			
第一号基本金	当期組入額	0		
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額	0		
	0			
計	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額	0		
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額	0		
	0			
計	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額	0		
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額	0		
	0			
計	0	0	0	0
当期末残高	446,231,816	165,349,977	2,073,432	133,654,000
第一号基本金	446,231,816	165,349,977	2,073,432	133,654,000
第二号基本金	0	0	0	0
第三号基本金	0	0	0	0

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、注解(注12)(1)に規定する基本金をいう。

②第二号基本金とは、注解(注12)(2)に規定する基本金をいう。

③第三号基本金とは、注解(注12)(3)に規定する基本金をいう。

3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

基本金明細書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	頁計	各拠点区分ごとの内訳		
		聖母保育園	みこころ荘	
前年度末残高	145,154,407	61,407,652	83,746,755	0
第一号基本金	145,154,407	61,407,652	83,746,755	
第二号基本金	0			
第三号基本金	0			
第一号基本金	当期組入額			
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額			
	0			
計	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額			
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額			
	0			
計	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額			
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額			
	0			
計	0	0	0	0
当期末残高	145,154,407	61,407,652	83,746,755	0
第一号基本金	145,154,407	61,407,652	83,746,755	0
第二号基本金	0	0	0	0
第三号基本金	0	0	0	0

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、注解(注12)(1)に規定する基本金をいう。

②第二号基本金とは、注解(注12)(2)に規定する基本金をいう。

③第三号基本金とは、注解(注12)(3)に規定する基本金をいう。

3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

